

新型コロナウイルス(COVID-19)禍における暫定的な剣道試合・審判法

ー収束するまでの市長杯（団体戦）における試合運び・運営についてー

対人武道である剣道はコロナ感染のリスクを伴うため、感染予防対策が必要である。

特に試合者同士が近接する「鏝競り合い」の対応について取り決めを行い、普段の稽古時に周知徹底して頂く必要がある。

既に周知されている面シールド・マスク等の対応に加えて、以下の指導をお願いしたい。

また、審判員の対応についても記載するので指導の参考として頂きたい。

*参考資料：大阪府剣道連盟，関西学生剣道連盟等

市長杯大会における試合進行について

- ① 団体戦における代表者戦の延長戦は通常時間を区切らずに行うが、2分毎に試合を区切る事とする。延長3回で休憩を取る。面を外し給水，5分休憩を取る。
- ② 感染予防対策として「マウスシールド」「マスク」を着用する。「マスク」については鼻まで覆う事とする。
- ③ 試合場では密にならないように心掛け、私語は厳禁とする。
- ④ 午前・午後の部門は選手完全入れ替えを行うため、要項にて指示された時間範囲を遵守する。
- ⑤ その他大会要項もしくは吹田市剣道連盟より指示された「感染対策事項」を遵守する。

「鏝競り合い」について（大会出場者への指導留意点）

- ① 「鏝競り合い」から瞬時に技が出ない（出せない）場合はお互いに積極的に分かれ解消する。
- ② 正しい「鏝競り合い」から、表鏝を合わせながら分かれる。剣先が触れ合わない位置（こぶし一つ分）まで分かれる。
- ③ 決して「鏝競り合い」を無くすのではなく、「積極的に技を出す」「潔く分かれる」事が主眼である。
- ④ 「接触した」もしくは「すれ違う」「体当たり」等の瞬時の技は否定しない。
- ⑤ 事項の「審判員の対応について」を理解し、反則とならない公明正大な試合運びを具体的に指導する。

審判員への徹底事項について

- ① 選手の公明正大でないのみなされる試合運び（防御主体，時間空費等）を即時に判断し、対処する。*剣道試合審判規則第1条
- ② 「鏝競り合い」に対するケースは以下の判断を行う。
 - ・一方が分かれようとしているのに、もう一方が引き技を打つ・・・【有効としない】
 - ・上記のケースが再三見られる・・・【合議・反則】
 - ・分かれようとしながら間合いが切れる前に追い込んで打突しようとする・・・【合議・反則】

- ・双方が分かればようとしながら「近間」で止まり時間空費とみなされる・・・【合議・双方反則】
- ・解消の意思が見えているが、相手に多く引かせて優位に立とうとする・・・【合議・反則】
- ・分かれる際に表鏢を合わせない（払う、巻く、開く、下げる、裏（逆）交差等）・・・【合議・反則】

※裏（逆）交差はどちらに原因があるか見極める。双方の場合は双方反則とする。

※「鏢競り合い」解消の意思はあるが、境界線を背にして下がれない場合は「止め」を適用する。

- ③ 選手が「鏢競り合い」で膠着した場合は「分かれ」を適用する。膠着の目安は一呼吸とする。

「分かれ」適用により、選手が「分かれ」を待つようなケースは反則の適用となる。

- ④ 合議の際は声が大きくなり、合議内容が選手等に聞こえるが、問題なしとする。
- ⑤ 白色のマスクを着用し、入退場、整列、合議等で1 m以上のディスタンスを確保する。
- ⑥ 試合場内の審判交代等の移動は従来通り直線最短距離で行う。
- ⑦ 感染予防のため、審判旗は各自で準備する。